令和６年度(2024 年度)第２回熊本市環境審議会

次　第

日時：令和６年（2024 年）８月２日（金）１０時００分
会場：熊本市役所　議会棟２階　教育市民委員会室

１　開会

２　諮問事項
（１）緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的考え方について
（２）環境保護地区の指定解除について

３　報告事項
（仮称）熊本市環境影響評価条例の検討状況について

４　その他

５　閉会

＜配布資料＞

資料１　緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的考え方について

資料２　環境保護地区の指定解除について

資料３　（仮称）熊本市環境影響評価条例の検討状況について

資料1

緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的な考え方について

令和6年度（2024年度）第2回　環境審議会

1. 既存制度（環境保護地区）見直しの背景

■既存制度（環境保護地区）の概要

市街地周辺に残された貴重な緑地や自然環境を後世に引き継ぐことを目的に、**『熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例』**に基づき、民有地を対象に指定するもの。

平成元年度　『熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例』施行
平成5年度　砂取環境保護地区を初指定し、随時新規地区指定
（これまで15地区、約17haを指定）
現在　13地区、約13haを指定

■環境審議会からの答申

環境審議会において環境保護地区の現状と課題について議論がなされ、環境保護地区のあり方を検討するよう答申を受けたもの。

令和4年12月　熊本市環境審議会　自然環境部会
令和5年2月　熊本市環境審議会

＜答申の内容＞

環境保護地区については、今後、土地所有者の高齢化や相続などによる指定解除の申出が続くことにより、指定解除による良好な緑地が消失する不安があるため、保全のあり方について検討されたい。

2. 既存制度（環境保護地区）の課題と見直しの方向性

		課　題	見直しの方向性
1	＜自然環境保全への関り方＞	・制度運用開始から30年以上経過し、土地所有者等を取り巻く生活環境の変化（高齢化、遠隔地への転居、相続等）により環境保全への関心が低下 ・土地所有者等による管理が困難になり、竹の侵入、放置竹林化、倒木や土砂災害等の発生の懸念がある	○土地所有者及び市民の緑地保全への理解の向上や関り方の見直し ・土地所有者及び市民の民有緑地の重要性に関する認識を高め、緑地の健全性や生態系の維持に必要な保全活動について理解を得る ・人為的に管理された二次林として、地域住民による環境保護地区の利活用（遊び場や自然観察）を検討
2	＜指定基準＞ （指定基準） ・緑地面積が2,000㎡以上 ・植生自然度、緑量、景観の3つの指標で評価する	・2,000㎡未満の緑地を保全する仕組みがない ・基準における評価項目（景観）の客観的評価が難しい	○今後の目指すべき姿を明確化し、指定基準の見直しや新たな民有緑地の選定
3	＜規制制度＞ （解除要件） ・条例の規定に該当する場合、環境保護地区の指定の変更及び解除を行うことができる ・あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴く必要がある	・現行制度では、届出を行えば樹木の伐採や建物の新築、宅地造成が可能 ・解除要件に該当すれば、指定解除が可能	○環境保護地区の規制等の見直し、他制度との比較検討
4	＜支援制度＞ （助成） ・指定交付金（固定資産税等相当額） ・協定協力金（25円／㎡）	・支援制度（指定交付金、協定協力金）が保全活動に寄与してるか明らかではない。 ・協定協力金と固定資産税等相当額の積算の妥当性が明らかでない	○継続的な保全活動に繋がる支援制度の検討 ・土地所有者の保全活動の負担の軽減につながる、支援策の検討

3. 見直しの流れ(予定)

令和6年8月2日:緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的な考え方について
【諮問】 熊本市長　⇒　環境審議会
【付議】 環境審議会　⇒　自然環境部会

令和6年10月～令和7年1月 （自然環境部会）

緑地の抽出結果
他都市の緑地を保全する制度の調査結果

↓

環境保護地区の見直し案
その他制度の導入検討案

↓

緑地の保全制度の見直し方針

令和7年2月中旬:緑地緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的な考え方について
【報告】 自然環境部会　⇒　環境審議会
【答申】 環境審議会　⇒　熊本市長

4. 見直しの検討スケジュール（案）

※見直しの内容に応じて変更あり

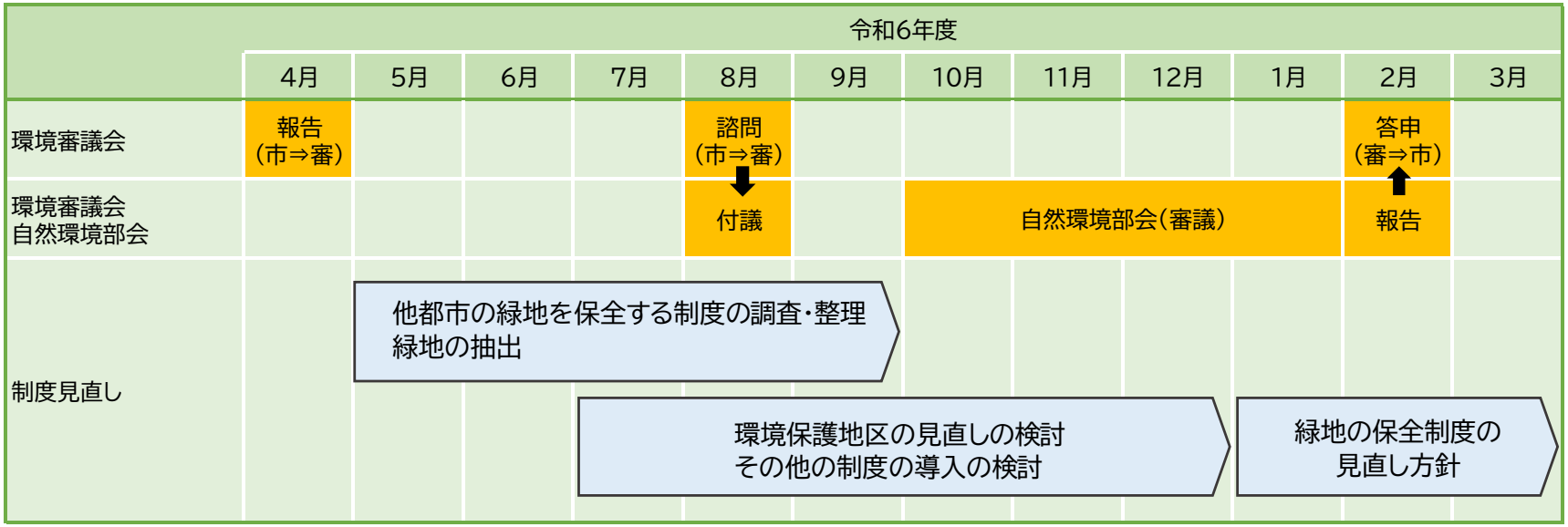

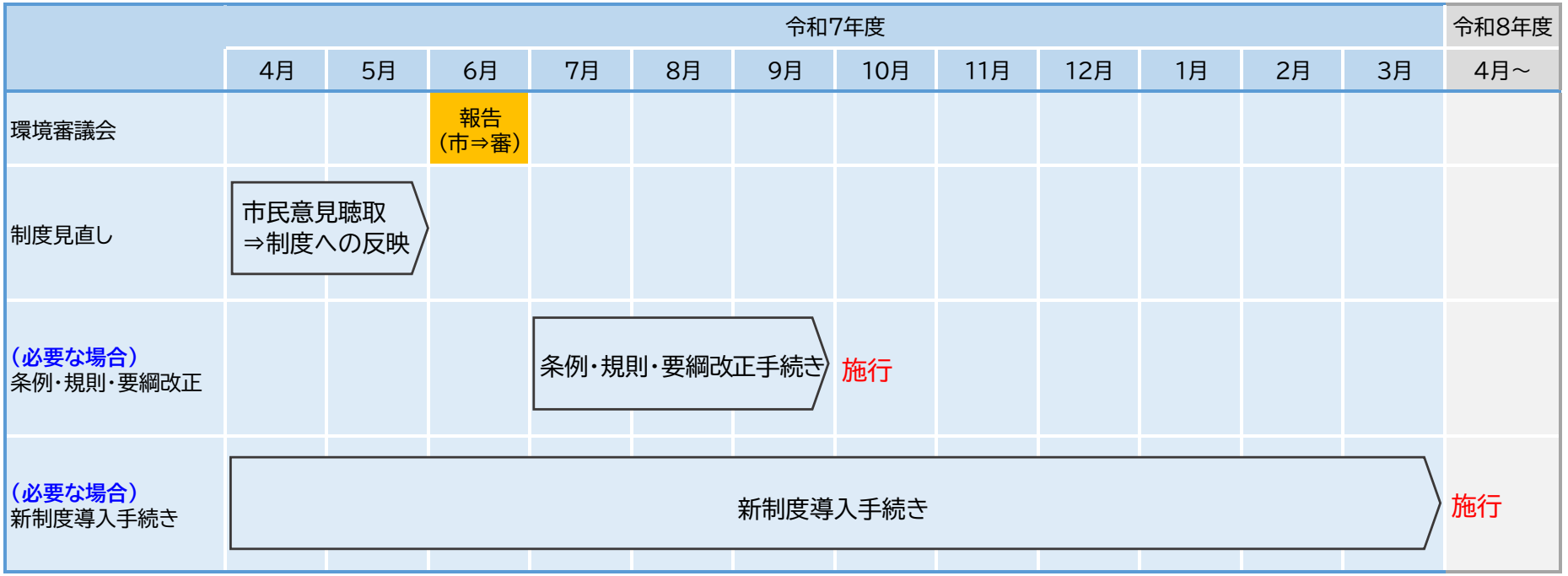

資料3

令和 6 年（2024 年）8 月
環境局環境推進部環境政策課

（仮称）熊本市環境影響評価条例の検討状況について【報告】

◆ 条例制定の目的

近年、市民の環境に対する関心は高まっており、事業の計画段階から環境保全について調査、予測及び評価を実施する「**環境影響評価制度**」は重要なものとなっている。本市の清らかな地下水や豊かな緑といった良好な自然環境のほか、熊本城などの本市の魅力である歴史文化遺産を持続可能なものとするため、本市独自の「**（仮称）熊本市環境影響評価条例**」を制定するもの。

＜環境影響評価制度＞

国の環境影響評価法や各自治体の環境影響評価条例により、一定規模以上の開発事業（公共事業や民間事業）を行う場合に、当該事業が周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業の計画段階から、事業者自ら調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や行政、専門家の意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からより良い事業実施につなげていく制度。

◆ 条例制定の効果

本市の地域特性に応じたきめ細かな環境影響評価制度を構築することができるとともに、これまで本市域内での大規模な開発事業は、熊本県の環境影響評価条例等により環境影響評価手続が行われてきたが、本市独自の環境影響評価条例を制定することで、熊本県を介さず事業者に対して環境影響評価手続や環境保全上の必要な措置を求めるなど、本市の環境保全に主体的に取り組むことができる。

◆ 条例の構成（案）

<table>
<tr><th colspan="2">目次</th></tr>
<tr><td>第 1 章　総則
（第 1 条－第 3 条）</td><td>第 4 章　対象事業の内容の修正等
（第 34 条－第 36 条）</td></tr>
<tr><td>第 2 章　技術指針
（第 4 条）</td><td>第 5 章　評価書の公告及び縦覧後の手続
（第 37 条－第 43 条）</td></tr>
<tr><td>第 3 章　環境影響評価に関する手続等
（第 5 条－第 33 条）</td><td>第 6 章　事後調査の実施等
（第 44 条－第 46 条）</td></tr>
<tr><td>　第 1 節　配慮書の作成等
　（第 5 条－第 10 条）</td><td>第 7 章　環境影響評価その他の手続の特例等
（第 47 条－第 50 条）</td></tr>
<tr><td>　第 2 節　対象事業に係る判定等
　（第 11 条・第 12 条）</td><td>　第 1 節　都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第 47 条・第 48 条）</td></tr>
<tr><td>　第 3 節　方法書の作成等
　（第 13 条－第 19 条）</td><td>　第 2 節　港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続（第 49 条・第 50 条）</td></tr>
<tr><td>　第 4 節　環境影響評価の実施等
　（第 20 条・第 21 条）</td><td>第 8 章　環境影響評価法との関係
（第 51 条・第 52 条）</td></tr>
<tr><td>　第 5 節　準備書の作成等
　（第 22 条－第 29 条）</td><td>第 9 章　熊本市環境影響評価審査会
（第 53 条）</td></tr>
<tr><td>　第 6 節　評価書の作成等
　（第 30 条－第 33 条）</td><td>第 10 章　雑則
（第 54 条－第 61 条）</td></tr>
</table>

◆ 条例のポイント

1 環境影響評価に関する手続について

環境影響評価及び事後調査が適切に行われるために、下表のとおり環境影響評価手続を規定する。なお、事業者による**環境負荷の低減につながる事業の検討**を促し、**環境影響に応じた効果的な環境影響評価手続**とするため、「**② 対象事業に係る判定等**」の手続を設ける。これにより、高性能な施設への建替えなど環境影響が小さくなると考えられる事業等は、環境影響評価手続の一部を省略できるものとする。

＜環境影響評価に関する手続の流れ＞

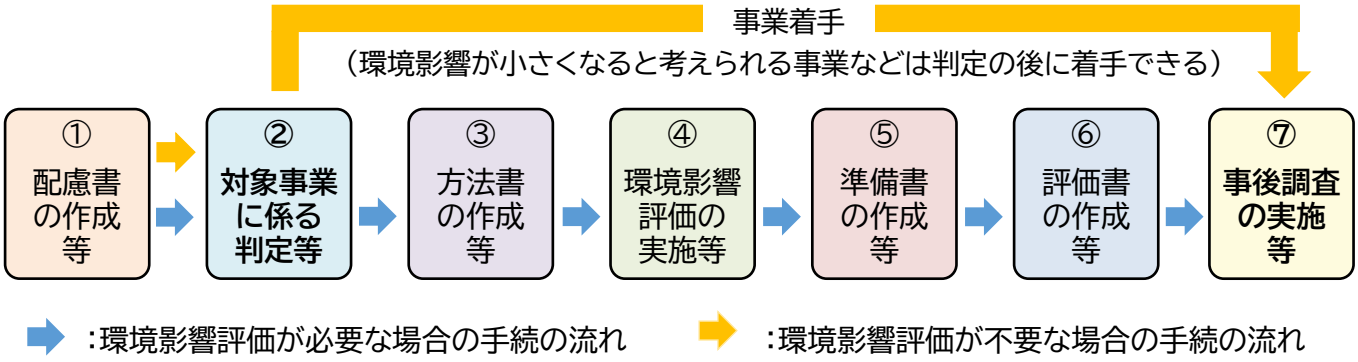

環境影響評価手続の一部を省略する場合でも、**環境保全について適正な配慮がなされることを確保するため**、事業着手後に事業者から**事業計画で想定していた環境影響の範囲内であるか**報告を求め、実際に環境影響が生じた場合には、**追加の環境保全措置等を求める**ものとする。

環境影響評価法では、対象事業に係る判定等で環境影響評価不要となった場合には、事後調査までは求めていないが、本市では上記の理由により事後調査及び報告を求めることとする。

＜環境影響評価に関する手続の内容＞

	手続の種類	手続の概要
①	配慮書の作成等 （条例第５条－第 10 条関係）	・重大な環境影響を回避・低減するため、事業計画の早期段階において、簡易的に調査、予測及び評価を行う手続
②	**対象事業に係る判定等** （条例第 11 条・第 12 条関係）	・事業特性や地域特性、事業実施による環境への影響を考慮し、環境影響評価を行うかどうかを判定する手続
③	方法書の作成等 （条例第 13 条－第 19 条関係）	・環境影響評価を適切に行うために、どのような項目について、どのような方法で調査、予測及び評価を行うかを決める手続
④	環境影響評価の実施等 （条例第 20 条・第 21 条関係）	・方法書で決定した項目や方法に基づいて、調査、予測及び評価を実施し、環境保全対策を検討しながら、環境影響を総合的に評価する手続
⑤	準備書の作成等 （条例第 22 条－第 29 条関係）	・環境影響評価で実施した調査、予測、評価の結果や環境保全対策を検討した結果を取りまとめる手続
⑥	評価書の作成等 （条例第 30 条－第 33 条関係）	・準備書で取りまとめた結果に対する意見を踏まえ、必要に応じて見直した上で、最終的に環境影響評価の結果を取りまとめる手続
⑦	事後調査の実施等 （条例第 44 条－第 46 条関係）	・工事中や供用開始後に環境影響を把握するために調査し、環境影響に対する環境保全対策について報告書として取りまとめる手続

2 環境影響評価条例の指定地域について

本市の特徴である**自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産**について、より環境への配慮が必要な地域として、下記のとおり「**指定地域**」と設定する。指定地域や指定地域に隣接して行われる事業は、他の地域で行われる事業よりも環境影響評価が必要となる事業の規模要件を厳しく設定する。これにより、**指定地域での開発を抑制するとともに、より小規模な事業に対しても環境配慮を求める**こととする。

＜後世に引き継ぐべき本市の環境＞

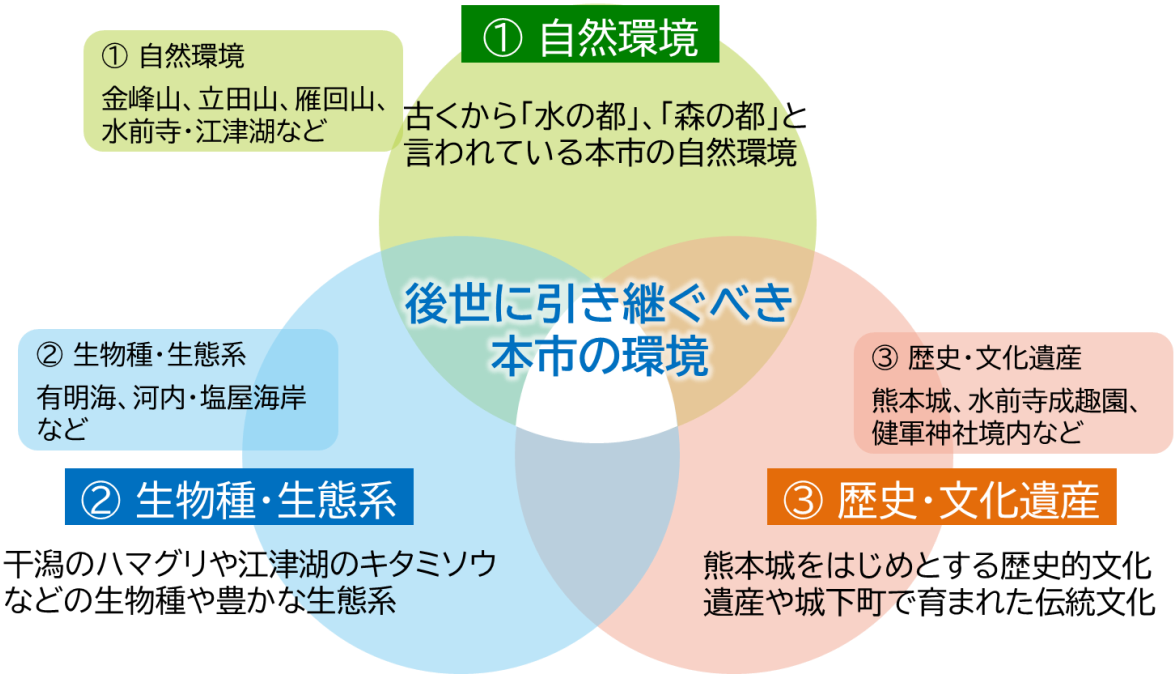

＜本市の指定地域の一覧＞

	分野	地域名	概要（根拠法令）	代表地域又は対象
①	自然環境	県立自然公園	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域（熊本県立自然公園条例）	金峰山、立田山など
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域（熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例）	砂取環境保護地区など（13 箇所）
③	自然環境	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全等に必要な地域（森林法）	金峰山、立田山、雁回山など
④	自然環境	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致（自然的景観）の維持が必要な区域（都市計画法）	立田山、水前寺、江津湖など（7 地区）
⑤	生物種・生態系	干潟・藻場	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域（自然環境保全法）	有明海沿岸、河内・塩屋海岸など
⑥	歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの（文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例）	熊本城跡、水前寺成趣園など

（規則第 2 条、別表第 1 関係）

＜指定地域の位置図＞

別紙「指定地域の位置図」を参照。

3 環境影響評価条例の対象事業について

熊本県が規定している環境影響評価の対象事業を基本としつつ、本市の地域特性や環境への影響を踏まえ、下表のとおり「**大規模建築物（高層建築物）**」及び「**複合事業**」についても本市の対象事業とする。

また、原則、市内全域を対象として、熊本県の対象事業の規模要件以上となる事業を「**第 1 種事業**」、指定地域を対象として、「第 1 種事業」の規模要件未満かつ 50%規模以上となる事業を「**第 2 種事業**」とする。

No	事業の種類	対象事業の規模要件等	
		第 1 種事業（市内全域）	第 2 種事業（指定地域）
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4 車線以上かつ長さ 5 ㎞以上 （森林地域：2 車線以上かつ長さ 10 ㎞以上）	4 車線以上かつ長さ 2.5 ㎞以上 （森林地域：2 車線以上かつ長さ 5 ㎞以上）
	大規模林道	幅員 6.5m 以上かつ長さ 10 ㎞以上	幅員 6.5m 以上かつ長さ 5 ㎞以上
2	ダム	貯水面積 50ha 以上	貯水面積 25ha 以上
	堰	湛水面積 50ha 以上	湛水面積 25ha 以上
	放水路	土地改変面積 50ha 以上	土地改変面積 25ha 以上
3	鉄道	長さ 5 ㎞以上	長さ 2.5 ㎞以上
	軌道	長さ 5 ㎞以上	長さ 2.5 ㎞以上
4	飛行場	滑走路の長さ 1,250m 以上	滑走路の長さ 625m 以上
5	水力発電所	出力 15,000kW 以上	出力 7,500kW 以上
	火力発電所	出力 75,000kW 以上	出力 37,500kW 以上
	地熱発電所	出力 5,000kW 以上	出力 2,500kW 以上
	風力発電所	出力 5,000kW 以上	出力 2,500kW 以上
	太陽電池発電所	面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
6	廃棄物最終処分場	新設すべて	
	廃棄物焼却施設	処理能力 4t/時又は 100t/日以上	処理能力 2t/時又は 50t/日以上
	し尿処理施設	処理能力 100kl/日以上	処理能力 50kl/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積 25ha 以上 （干潟等地域：面積 5ha 以上）	
8	土地区画整理事業	面積 25ha 以上 （一定の要件を満たす場合：面積 50ha 以上）	面積 12.5ha 以上 （一定の要件を満たす場合：面積 25ha 以上）
9	新住宅市街地開発事業		
10	工業団地の造成事業		
11	新都市基盤整備事業		
12	流通業務団地の造成事業		
13	住宅団地の造成事業		
14	農用地の造成事業	面積 100ha 以上	面積 50ha 以上
15	スポーツ施設等	面積 25ha 以上 （一定の要件を満たす場合：面積 50ha 以上）	面積 12.5ha 以上 （一定の要件を満たす場合：面積 25ha 以上）
	ゴルフ場	面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口 10 万人以上	計画処理人口 5 万人以上
17	工場・事業場	燃料使用量 8kl/時又は平均排出水量 0.5 万㎥/日以上	燃料使用量 4kl/時又は平均排出水量 0.25 万㎥/日以上
18	豚房施設	施設面積 7,500 ㎡以上	
19	岩石、土、砂利の採取	面積 30ha 以上	面積 15ha 以上
20	その他の造成事業	面積 25ha 以上 （一定の要件を満たす場合：面積 50ha 以上）	面積 12.5ha 以上 （一定の要件を満たす場合：面積 25ha 以上）
21	**大規模建築物 （高層建築物）**	**延べ面積 5 万㎡以上かつ高さ 100m 以上 （中心市街地：代替手続を行う場合は除く。）**	
22	**複合事業**	**詳細は後述する（※1）。**	**詳細は後述する（※1）。**

※ 上表の対象事業の規模要件等は一部抜粋したもの。（条例第 2 条、別表・規則第 2 条、別表第 1 関係）

◎ 第２種事業に該当する事業

線事業（国道、県道等）は**指定地域に該当する部分の長さの合計**、点事業や面事業（工場・事業場、土地区画整理事業等）は**指定地域に該当する又は接する事業全体の面積等**により判断する。

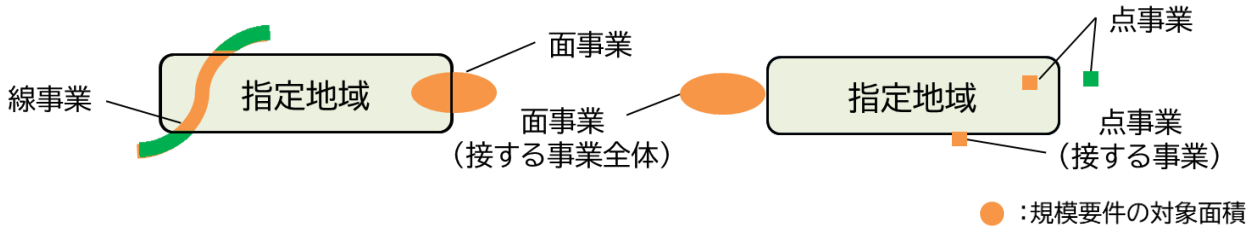

（※1）複合事業について

個別の開発行為が規模要件に満たない事業であっても密接に関連する ２ つ以上の面事業が一体的に実施されることにより、環境に著しい影響を及ぼすおそれが生じる場合がある。

（例）レクリエーション施設 20ha ＋ 土地区画整理事業 10ha ⇒ **合計 30ha**

上記の場合、各事業規模では、環境影響評価の規模要件（25ha 以上）に満たないが、合計で規模要件（25ha 以上）を満たすこととなる。

また、複数の規模要件未満の切り分け事業のような「アセス逃れ」が行われる場合も想定され、これらに対しても適切に環境影響評価を求めるため、一体的に実施される事業を「**複合事業**」として規定する。（条例第 2 条関係・規則第 2 条関係）

① 複合事業の定義

2 つ以上の面事業が一体的に実施される事業群であって、環境影響が総体として大きくなるもの。

② 複合事業の要件

構成するそれぞれの事業の規模をそれぞれが単独で実施された場合に適用される規模要件で除した**数値の和が 1 以上**となるもの。

＜参考：複合事業の具体例＞
（a）太陽電池発電所：4ha（b）工業団地の造成事業：20ha を実施する 計 24ha の複合事業
⇒（a）4ha / 20ha ＝ 0.2 ，（b）20ha / 25ha ＝ 0.8
⇒（a）＋（b）＝ 1.0 ⇒ 1 以上となるため、上記の複合事業は**環境影響評価が必要**となる。

③ 複合事業の一体性の考え方

複合事業における一体性の判断を明確化するため、**次の(i)から(iii)までの全ての要件を満たす場合**は、「複合事業」に該当するものとする。

	一体性の要件	具体的な内容
(i)	**事業の近接性**	**・事業を実施する区域が近接し、又は隣接していること。**
(ii)	**事業の実施時期**	**・事業の着手予定日から 5 年以内に他の事業の着手が計画されていること。**
(iii)	**事業の実施主体**	**・事業者が同一又は会社法の親会社と子会社の関係であること。**

4 対象事業に係る判定手続について

対象事業に係る環境影響評価の要否に関する判定にあたっては、下記に示す**事業特性**及び**地域特性**の判定基準に基づき、環境影響評価に関連する各項目の専門家で構成する「**熊本市環境影響評価審査会**」(※2)を開催し、専門家の意見を求め、本市が環境影響評価手続の要否の判定を行う。(条例第 11 条・第 12 条関係・規則第 13 条関係)

＜対象事業の判定手続の流れ＞

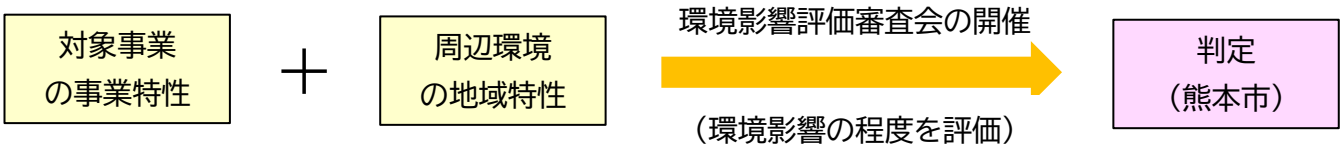

(※2) **熊本市環境影響評価審査会**(条例第 53 条)

環境影響評価、事後調査、対象事業の判定手続に係る技術的な事項を調査審議するために、(仮称)熊本市環境影響評価条例に基づき専門家等で構成する組織。

◎ **事業特性の判定基準**

次の要件に合致する場合は、**環境影響評価不要**と判断する。

○ **第 1 種事業が実施される場合で**、当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するものとなる可能性が高いもの。
(例:同規模の廃棄物焼却施設の建替え、大気汚染が改善される工場・事業場の建替え など)

○ **第 2 種事業が実施される場合で**、当該事業と同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないもの。
(例:環境目標や規制基準の超過がない工場・事業場の設置 など)

◎ **地域特性の判定基準**

次の要件に合致する場合は、**環境影響評価必要**と判断する。

○ 対象事業が実施されるべき区域等に**環境影響を受けやすい施設等**が存在し、かつ、当該事業の内容が**一定程度の環境影響を及ぼすおそれがあるもの**。
(例:閉鎖性の高い水域、学校・病院・住居が集合している地域、野生生物の重要な生息地 など)

○ 対象事業が実施されるべき区域等に**環境の保全を目的として法令等により指定された地域等**が存在し、かつ、当該事業の内容が**相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるもの**。
(例:県立自然公園の区域、環境保護地区、生息地等保護区の区域 など)

○ 対象事業が実施されるべき区域等に**既に環境基準を超過する地域等**が存在し、かつ、当該事業の内容が**相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるもの**。
(例:大気汚染、水質汚濁又は騒音の環境基準が確保されていない地域 など)

5 地下水涵養の促進に向けた取組について

熊本県では、令和 5 年 9 月に、現状の地下水の収支バランスを確保するため、**「地下水涵養指針」を見直し**、地下水涵養の目標量を**「1 割」**から**「地下水採取量と見合う量」**に引き上げた。

さらに、地下水涵養指針の涵養目標量を超える自主的な地下水の涵養を促すために、**「事業による地下水の採取量」**と**「開発により減少する涵養量」**の合計を超える涵養等を行うことが確実と見込まれる場合に、地下水保全地域を対象に地下水量の保全の観点から他の地域よりも厳しくしていた面事業（面的に実施される事業）の規模要件（**面積 25ha 以上**）を他の地域と同様に**面積 50ha 以上**にすることとした。

＜熊本県の地下水涵養の促進に向けた取組のイメージ＞

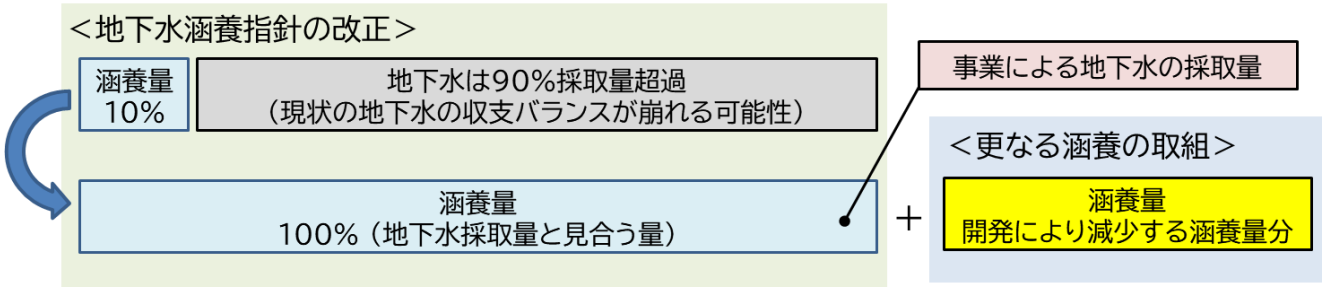

本市も、面事業の規模要件は、地下水量の保全の観点から規模要件を厳しく設定しているため、熊本県と同様に、地下水涵養等を行うことが確実であると見込まれる場合には、下表のとおり**第 1 種事業は面積 50ha 以上、第 2 種事業は面積 25ha 以上**の規模要件とする。

事業の種類	対象事業の規模要件等	
	第 1 種事業（市内全域）	第 2 種事業（指定地域）
土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地の造成事業等の面事業	**面積 25ha 以上**（ただし、一定の要件を満たす場合は**面積 50ha 以上**）	**面積 12.5ha 以上**（ただし、一定の要件を満たす場合は**面積 25ha 以上**）

なお、本市の地下水涵養等を行うことが確実であると見込まれる条件は、熊本県の地下水涵養等の条件を基本としつつ、 本市では**熊本地域（11 市町村）**で地下水保全に取り組んでいるため、熊本県が地下水涵養等を求める地域（同一の地下水保全地域）よりも限定した熊本地域内での地下水涵養を求めるものとする。

＜**地下水涵養等を行うことが確実であると見込まれる条件**（一部抜粋）（規則別表第 1 関係）＞

① 活動実施者が、**採取する地下水の量を超える量の地下水の涵養**として市長が定めるものを実施すること。

② 事業者等が、事業者等の**土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水の涵養量を超える量の地下水の涵養**として市長が定めるものを実施すること。

③ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所において①又は②に規定する地下水の涵養を実施する場合、**熊本地域（11 市町村）内の場所**において地下水の水量の保全上有効な涵養を実施すること。

④ 事業実施者及び活動実施者が、**それぞれの事業特性及び地域特性に応じて環境の保全のための措置**をとること。 など

※ 市長が定めるもの：熊本県が規定している「地下水涵養指針」で定める地下水涵養の方策等とする。

6 大規模建築物(高層建築物)の特例措置について

近年、本市では、比較的大規模な建築物が建築されており、今後も更なる都市開発により大規模な建築物の建築も想定されるため、「**延べ面積 5 万㎡以上かつ高さ 100m 以上**」となる「**大規模建築物(高層建築物)**」を建築する事業を本市の環境影響評価の対象事業とする。

しかしながら、本市の中心市街地では、「**まちなか再生プロジェクト**」により、老朽建築物の建替えを促進し、まちなかの防災力向上や魅力向上を図る施策に取り組んでいるため、環境影響評価制度の代替措置として中心市街地に限定して **CASBEE 制度を活用した代替手続**を行うことができることとする(規則第 2 条、別表第 1 関係)。

CASBEE 制度

省エネや再エネの導入、環境負荷の少ない資材の使用、周辺環境への配慮(騒音・振動、景観、風害、日照阻害)など、「建築物の環境性能を総合的に評価する制度」のこと。熊本県下でも届出制度として活用されているもの。

なお、前述の具体的な条件は、大規模な建築物の建築を行う場合に、都市計画法や建築基準法の規定に基づき、都市計画審議会や建築審査会の審議等が行われる「**都市計画制度**」や「**総合設計制度**」を活用した事業であることに加え、次の条件を満たす場合に限り、環境影響評価制度の代替措置として認めるものとする。

CASBEE 制度を活用した代替手続の条件

① 対象となる範囲

中心市街地活性化基本計画における**中心市街地**

② 対象となる事業

都市計画制度又は総合設計制度を活用する事業であって、延べ面積 5 万㎡以上かつ高さ 100m 以上の建築物の建築の事業

③ 代替措置の条件

CASBEEで**総合評価Aランク(大変良い)以上**を取得するとともに、環境影響評価に関連する項目は、**個別評価レベル 3(標準的な水準)以上**の環境性能を有すること。

④ 代替措置の手続の流れ

事業の早期段階から事業計画の公表や住民等への事業説明を行うとともに、**CASBEE認証制度による第三者機関の認証**を取得すること。

◆今後のスケジュール(案)について

○ 政策調整会議……令和 6 年 8 月 下 旬
○ 政策会議……令和 6 年 8 月 下 旬
○ パブリックコメント……令和 6 年 10 月 中 旬
○ 議案上程……令和 7 年 2 月 中 旬
○ 条例制定・公布……令和 7 年 3 月 下 旬
○ 条例施行……令和 7 年 10 月 1 日

【参考】これまでの検討状況について

1 熊本市環境審議会における検討

熊本市環境基本条例第 13 条に基づき、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するために設置している熊本市環境審議会において、「(仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項」について諮問し、答申された。

開催回	開催日	議題等
第１回	令和５年 ４月 28 日	・「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の基本的事項について(諮問)
第２回	令和５年 ５月 31 日	・環境影響評価手続について ほか
第３回	令和５年 ７月 21 日	・地域区分(ゾーニング)について ほか
第４回	令和５年 11 月 22 日	・対象事業の種類・規模要件について ほか
第５回	令和５年 12 月 22 日	・「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の基本的事項(案)について
第６回	令和６年 ３月 27 日	・「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の基本的事項について(答申)

2 熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会における検討

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」等の具体的事項を審議するために環境影響評価に関連する学識経験者等で組織した熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会において審議した。

開催回	開催日	議題等
第１回	令和６年 ５月 22 日	・スクリーニングの判定基準の概要 ほか
第２回	令和６年 ７月 19 日	・大規模建築物(高層建築物)の特例措置 ほか

3 (仮称)熊本市環境影響評価条例庁内検討会議における検討

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定に関し、本市の環境保全に資する適切な制度構築を図るため、庁内の関係部局で組織した(仮称)熊本市環境影響評価条例庁内検討会議において審議した。

開催回	開催日	議題等
第１回	令和５年 ５月 15 日	・環境影響評価手続について ほか
第２回	令和５年 11 月 ２日	・地域区分(ゾーニング)について ほか
第３回	令和５年 12 月 20 日	・「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の基本的事項 ほか
第４回	令和６年 ４月 22 日	・スクリーニングの判定基準の概要 ほか
第５回	令和６年 ６月 28 日	・大規模建築物(高層建築物)の特例措置 ほか

※ 上記のほか、庁内の関係各課を対象に個別協議や意見照会により、意見を取りまとめ。

4 政策調整会議及び政策会議における検討

政策調整会議及び政策会議で「(仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項」について審議した。

会議名	開催日	議題等
政策調整会議	令和６年 １月 25 日	・「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の基本的事項について
政策会議	令和６年 ２月 ９日	・「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の基本的事項について

別紙

＜指定地域の位置図＞

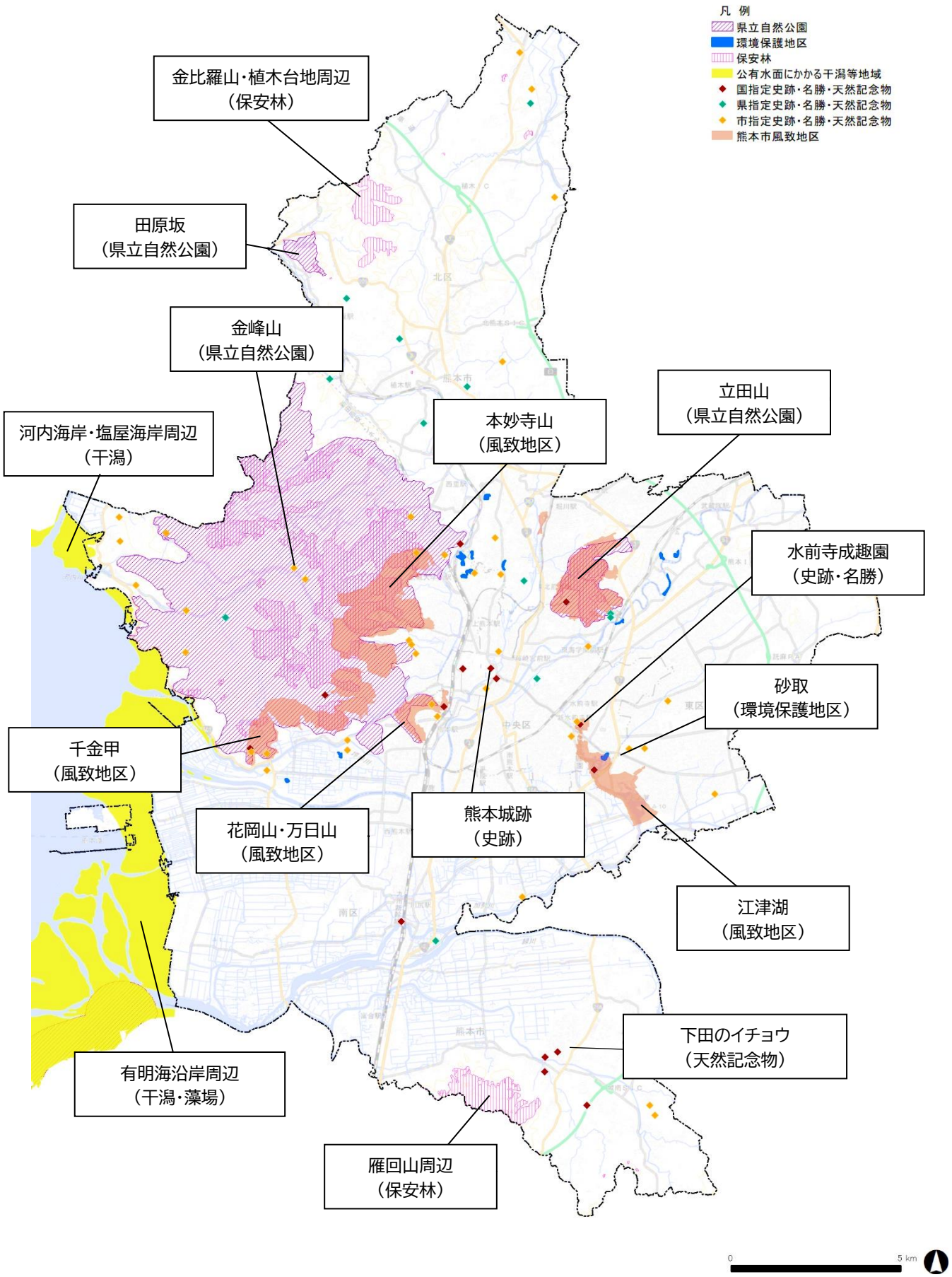
凡 例
県立自然公園
環境保護地区
保安林
公有水面にかかる干潟等地域
国指定史跡・名勝・天然記念物
県指定史跡・名勝・天然記念物
市指定史跡・名勝・天然記念物
熊本市風致地区
金比羅山・植木台地周辺
（保安林）
田原坂
（県立自然公園）
金峰山
（県立自然公園）
河内海岸・塩屋海岸周辺
（干潟）
本妙寺山
（風致地区）
立田山
（県立自然公園）
水前寺成趣園
（史跡・名勝）
砂取
（環境保護地区）
千金甲
（風致地区）
花岡山・万日山
（風致地区）
熊本城跡
（史跡）
江津湖
（風致地区）
下田のイチョウ
（天然記念物）
有明海沿岸周辺
（干潟・藻場）
雁回山周辺
（保安林）
0
5 km